

第59回臨時会

伊方町議会同会議録

令和5年4月28日 開会

伊方町議会

第 5 9 回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	令和 5 年 4 月 28 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	4 月 28 日 11 時 00 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 菊池 隼人 10 番 山本 吉昭 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠員	6 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 浅海 恒成
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 補 佐 由井 一隆 保 健 福 祉 課 長 田中 洋介 観 光 商 工 課 長 三好 要 農 林 水 産 課 長 林 栄作 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 山内 清秀 三 崎 支 所 長 竹内 元昭 会 計 管 理 者 谷口 良二 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 教 育 委 員 会 事 務 局 長 阿部 茂之 中 央 公 民 館 長 上田 時茂
町長提出議案の項目	報告第 2 号 町長の専決処分事項報告について 議案第 35 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町税条例の一部を改正する条例制定) 議案第 36 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) 議案第 37 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例制定) 議案第 38 号 町長の専決処分事項報告について (伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定) 議案第 39 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第 40 号 令和 5 年度伊方町一般会計補正予算 (第 1 号) 議案第 41 号 教育長の任命について 議案第 42 号 伊方町教育委員会委員の任命について
議員提出議案の項目	なし

委員会提出議案の項目	なし	
その他	<p>公共施設環境改善対策特別委員会設置に関する決議について 公共施設環境改善対策特別委員会委員の選任 議長の辞職の許可について</p> <p>選挙第 5 号 議長の選挙について 副議長の辞職の許可について</p> <p>選挙第 6 号 副議長の選挙について 議席の変更について 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任</p> <p>選挙第 1 号 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について</p> <p>選挙第 2 号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙について</p> <p>選挙第 3 号 南予水道企業団議会議員の選挙について</p> <p>選挙第 4 号 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について 原子力発電対策特別委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 亀ヶ池温泉対策特別委員会委員の選任 公共施設環境改善対策特別委員会委員の選任 公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件</p>	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	3 番 高月 芳人議員	4 番 木嶋 英幸議員

伊方町議会第59回臨時会議事日程

令和5年4月28日(金)

午前11時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 町長の専決処分事項報告について (報告第2号)

第 4 町長の専決処分事項報告について
(伊方町税条例の一部を改正する条例制定) (議案第35号)

第 5 町長の専決処分事項報告について
(伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定) (議案第36号)

第 6 町長の専決処分事項報告について
(伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する
条例の一部を改正する条例制定) (議案第37号)

第 7 町長の専決処分事項報告について
(伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する
条例の一部を改正する条例制定) (議案第38号)

第 8 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について (議案第39号)

第 9 令和5年度伊方町一般会計補正予算(第1号) (議案第40号)

第10 教育長の任命について (議案第41号)

第11 伊方町教育委員会委員の任命について (議案第42号)

- 第 1 2 公共施設環境改善対策特別委員会設置に関する決議について (発議第 4 号)
- 第 1 3 常任委員会委員の選任について
- 第 1 4 議会運営委員会委員の選任について
- 第 1 5 八幡浜地区施設事務組合議員の選挙について (選挙第 1 号)
- 第 1 6 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙について (選挙第 2 号)
- 第 1 7 南予水道企業団議会議員の選挙について (選挙第 3 号)
- 第 1 8 愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙について (選挙第 4 号)

1 閉 会 宣 告

開会宣告（11時10分）

○議長（小泉和也） これより、伊方町議会第59回臨時会を開会いたします。
只今の出席議員は、13名であります。
よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 本日、ここに、伊方町議会第59回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。また、議員の皆様方には、日頃から、町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、令和5年度のスタートから1か月が経過しました。まさに、人口減少対策元年のスタートであり、「伊方町人口減少対策重点戦略」に掲げる3つの未来像である「健康長寿の町」、「子育て支援の町」、「デジタルライフの町」の実現に向け、官民連携のもと、全庁一丸となって、施策の具体化に取り組んでいるところでございます。

このようななか、先週18日に、電子契約やオンライン上の本人確認サービスを展開いたしているところです。東京都の、株式会社トレジャリーとの間で、愛媛県知事立会のもと、三崎支所の一部を活用した事業所開設のための「立地協定」を締結いたしました。

この協定は、当該事業所の円滑な操業により、地域産業の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的としているもので、今後、町内での産業の創出と地元雇用の促進、ひいては、町の最重要課題であります、人口減少対策の一助となるよう、大いに期待しているところでございます。

議員各位におかれましては、今後とも、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日、ご提案をいたします案件でございますが、

- ・町長の専決処分事項報告1件
- ・条例の専決に関する議案4件
- ・条例制定に関する議案1件
- ・予算に関する議案1件
- ・人事に関する議案2件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 高月芳人議員、4番 木嶋英幸議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1日間と決定いたしました。

報告第2号

○議長（小泉和也） 日程第3「町長の専決処分事項報告について」報告第2号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第2号 町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は伊方町在住の個人でございます。

和解の要旨は、令和4年11月24日午前7時10分頃、伊方町神崎消防詰所付近において発生した公用車の車両事故、スクールバス車両が走行中、前を走行していた車両が右により停車したため、左側を通行していたところ、相手車両が右にハンドルをきりながら、後進してきたため、接触したものでございます。物損事故であり、双方けが等はございません。

損害賠償の額は、2万262円で、専決処分年月日は、令和5年3月29日であります。

なお、こうした事故が起こらないよう、安全運転について注意喚起してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

議案第35号

○議長（小泉和也） 日程第4「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）」議案第35号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長補佐（由井一隆） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長補佐

○町民課長補佐（由井一隆） 議案第35号 伊方町税条例等の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、伊方町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日、専決処分したものでございます。

主な改正点は、1点目は、固定資産税の税負担軽減措置として長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を創設、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置を創設、耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の適用期限を3年延長するものです。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しを図るもので、半導体不足等の状況を踏まえ、新たな税率区分の適用開始日を令和5年4月1日から令和6年1月1日に延期するものです。また、種別割のグリーン化特例の延長として電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置について、適用期限を3年延長するものです。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

改正内容は、新旧対照表をご覧ください。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって議案第35号「町長の専決処分事項報告について（伊方町税条例の一部を改正する条例制定）」は原案のとおり承認されました。

議案第36号

○議長（小泉和也） 日程第5「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」議案第36号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長補佐（由井一隆） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長補佐

○町民課長補佐（由井一隆） 議案第36号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項について、提案理由をご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、令和5年3月31日、専決処分したものでございます。

今回の主な改正点は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行20万円から22万円に引き上げることにより、総課税限度額を現行102万円から104万円に引き上げるものです。

これは、医療給付費が増加している中、所得の高い人の上限を引き上げることで、相対的に中間所得層の税負担が上がらないよう調整しようとするものです。

また、国民健康保険税の減額対象となる所得基準を引き上げるもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を現行28万5千円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を現行52万円から53万5千円に引き上げるものです。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

改正内容は、新旧対照表をご覧ください。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって議案第36号「町長の専決処分事項報告について（伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）」は原案のとおり承認されました。

議案第37号

○議長（小泉和也） 日程第6「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第37号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長補佐（由井一隆） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長補佐

○町民課長補佐（由井一隆） 議案第 37 号 伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、固定資産税の課税免除に係る適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものであります。また、課税免除に係る規定の整理のため改正するものでございます。

なお、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

改正内容は、新旧対照表をご覧ください。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 37 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町半島振興対策実施地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 38 号

○議長（小泉和也） 日程第 7「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第 38 号を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長補佐（由井一隆） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長補佐

○町民課長補佐（由井一隆） 議案第 38 号 伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

本案は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第 10 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、固定資産税の課税免除に係る適用期限を令和 7 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものであります。

また、課税免除に係る規定の整理のため改正するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第38号「町長の専決処分事項報告について（伊方町原子力発電施設等立地地域の指定による固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

議案第39号

○議長（小泉和也） 日程第9「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定」議案第39号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（小泉和也） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第39号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における、保険料の減免期間を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別紙参考資料でご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

附則第6項に下線部分「及び令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているもの」を追加して改正いたします。

なお、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第6項の規定は、令和5年4月1日から適用することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 40 号

○議長（小泉和也） 日程第 9「令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」議案第 40 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 40 号 令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を申し上げます。

予算額に、歳入歳出それぞれ 8,542 万 5 千円を追加し、総額を 109 億 5,840 万 8 千円とするものがあります。

補正内容につきましては、亀ヶ池温泉の給排水設備について、愛媛県が条例で定める基準に適合しない部分を確認されたことから、今後、温泉営業を継続するにあたり、基準に合うよう、必要な改修を行うための経費でございます。

歳出といたしまして、7 款商工費に、亀ヶ池温泉貯湯槽給排水設備改修事業として、工事監理業務委託料及び工事請負費に 8,542 万 5 千円を計上し、これに対します歳入として、18 款繰入金 2 項基金繰入金に、財源調整のため、財政調整基金繰入金 8,542 万 5 千円を計上いたしております。

以上、令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 40 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号「令和 5 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 41 号

○議長（小泉和也） 日程第 10「教育長の任命について」議案第 41 号を議題といたします。議案を書記に配布させます。中井雄治氏の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第41号 教育長の任命について、提案理由をご説明いたします。

今回、提案申し上げます、中井雄治氏は、伊方町二名津に在住で、年齢は66歳であります。同氏は、昭和54年3月に京都産業大学を卒業された後、同年12月に教員として採用され、平成29年3月まで、37年間、町内の小学校等で勤務をされております。

その間、教頭を6年、愛媛県教育委員会指導主事を3年、学校長として8年間、教職員の指導育成に尽力され、また令和2年5月18日には、教育長に就任され、現在に至っております。

このように、教育現場における管理職としての経験や教育行政における教育長としての経験から、幅広い分野で卓越した経歴と見識をお持ちでございますので、教育長として、引き続き就任いただくことが適当であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。

ご同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第41号「教育長の任命について」は、原案のとおり同意されました。中井雄治氏の入場を求めます。告知いたします。只今、議会において中井雄治氏の教育長の任命に同意したのでお伝えいたします。ここで、中井雄治氏の教育長再任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 中井教育長

○教育長（中井雄治） この臨時議会で、町長に指名をいただき、議員の皆様にも再任の同意を賜りましたことをお礼申し上げます。

伊方町の教育行政に再び携わらせていただくことに、身の引き締まる思いであります。一連の経験を生かして、微力ではございますが、本町の教育活性のため全力を尽くす所存でございます。教育長一期目を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症に始まり、新型コロナウイルス感染症対策に終わった3年間であったかと思えます。その間、町民の皆様や学校関係者、関係諸機関のご助力もあり、様々な制限はありましたが、大きな混乱もなく伊方町の教育行政を進めることができたと思えます。加えて、議員の皆様をはじめ様々な方のご支援により、三崎高校の町営宿舍の建設運営、未来を担う子供たちのよりよい学校環境のための学校再編検討、伊方町文化交流施設「佐田岬半島ミュージアム」の建設等々を行うことができました。

私に引き続きということは、大きな懸案事項である学校環境整備、再編、佐田岬半島ミュージアムの運営について、具体化し形にしていくことが道半ばであるということで、また再任をということだと理解しております。併せて、伊方町の課題でもあります、人口の減少や少子化に伴う教育をどう推

進していくかという大命題もございます。このような中で、伊方町教育振興に関する大綱を基に、学校教育、生涯学習の質を高め、教育でも選ばれるまちづくりを目指してまいります。町民の皆様や子供たちのために、町のよさを生かし、伊方町だからできる教育を推進してまいります。

つきましては、議員の皆様をはじめ関係の皆様、町民の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第42号

○議長（小泉和也） 日程第11「伊方町教育委員会委員の任命について」議案第42号を議題といたします。議案を書記に配布させます。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第42号 伊方町教育委員会委員の任命について、提案理由をご説明いたします。

今回、提案申し上げます。道元平氏は、伊方町二見、鳥津にお住まいで、年齢は66歳であります。

同氏は、令和元年5月18日に教育委員に就任されており、就任後は、ご自身がもつ様々な経験を存分に発揮をされ、伊方町の教育行政の発展のためご活躍されております。また、昨年5月25日に伊方町教育長職務代理者に就任をされ、現在に至っております。

このように卓越された豊富な経験と識見をお持ちであり、ご活躍中でありますので、伊方町教育委員会委員として、引き続き就任いただくことが、適当であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。

ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第42号「伊方町教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意されました。

発議第4号

○議長（小泉和也） 日程第12「公共施設環境改善対策特別委員会設置に関する決議について」発議第4号を議題といたします。

本案につきましては、先の全員協議会で確認を終えておりますので、提案者の説明はこれを省略し、採決することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第4号「公共施設環境改善対策特別委員会設置に関する決議について」は、原案のとおり可決されました。

委員の選任

○議長（小泉和也） 只今、公共施設環境改善対策特別委員会が設置されましたので、引き続いて、「委員の選任」を行います。委員名簿を書記に配布させます。お諮りいたします。公共施設環境改善対策特別委員会の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、特別委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から公共施設環境改善対策特別委員会を開催いたします。なお、招集通知は配布いたしませんので、よろしくお願いいたします。委員の皆さんは、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。なお、12時過ぎても再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 11時49分

再開 11時56分

○議長（小泉和也） 会議を再開いたします。休憩中に、公共施設環境改善対策特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

公共施設環境改善対策特別委員会委員長に末光勝幸議員、副委員長に清家慎太郎議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。再開は、13時からといたします。

休憩 11 時 57 分

再開 13 時 00 分

追加日程第 1

○副議長（清家慎太郎） 再開いたします。只今、小泉和也議員から議長の辞職願が副議長あてに提出されました。従いまして、地方自治法第 106 条の規定により、副議長の私が議長の職務を努めさせていただきます。

お諮りいたします。会議規則第 22 条の規定に基づき、これより「議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、「議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し直ちに議題にすることに決定いたしました。

小泉和也議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退席を求めます。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第 1「議長の辞職の許可について」を議題といたします。書記に辞職願を朗読させます。（朗読文省略）お諮りいたします。議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。従って、議長の辞職願については、これを許可することに決定しました。小泉和也議員の入場を求めます。

選挙第 5 号

○副議長（清家慎太郎） 告知いたします。只今、議会において議長の辞職願については、これを許可することに決定いたしましたので、お伝えいたします。お諮りいたします。只今、議長が欠員となりましたので、この際、会議規則第 22 条の規定に基づき「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程を書記に配布させます。

追加日程第 2、選挙第 5 号「議長の選挙」を行います。お諮りいたします。議長選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定に基づき、投票により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行うことに決定しました。議場の閉鎖を求めます。只今の出席議員は、13 名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、開票

立会人に、田村義孝議員及び加藤智明議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。

投票用紙を書記に配布させます。配布漏れは、ありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。只今から投票を行います。議会事務局長が、議席順に議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（菊池暁彦） それでは、読みあげます。1番 田村義孝議員、2番 加藤智明議員、3番 高月芳人議員、4番 木嶋英幸議員、5番 末光勝幸議員、8番 福島大朝議員、9番 菊池隼人議員、10番 山本吉昭議員、11番 中村敏彦議員、12番 吉川保吉議員、13番 阿部吉馬議員、14番 小泉和也議員、清家慎太郎副議長。

○副議長（清家慎太郎） 投票漏れはありますか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。

田村義孝議員、加藤智明議員、開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を発表いたします。投票総数13票、うち有効投票数13票、有効投票のうち菊池隼人議員11票、阿部吉馬議員2票以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票以上であります。よって、菊池隼人議員が議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、議長に当選されました、菊池隼人議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

菊池隼人議員、あなたが伊方町議会議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○新議長（菊池隼人） 只今、議長就任に当たりまして、一言御礼の言葉にさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、今ほど多大なご推挙をいただきまして、誠にありがとうございます。私、今回議長になるということで、本当にどうすればいいのかなというふうに考えたわけですが、今後皆様方とともに今年計画をされております事業に対しまして、理事者の皆様方と連携を取り、そして協力して、自らのこういった事業を推進してまいりたいと思っております。

今回3年間、コロナで事業自体が大変できませんでした。これまで中止またはなくなった事業もあったわけですが、本日の愛媛新聞に載っておりましたように、いよいよ2類から5類へ変わるというようなことにもなっておりますし、今後はますます事業を推進していかなければならないと思っております。

皆様方には本当にご迷惑をおかけすると思っておりますけれども、何とか皆様方のお助けをいただきながら、しっかりと議長の任務を果たしてまいりたいと思っております。今後も皆様方におかれましては、変わらぬ温かいご声援、ご支援と叱咤激励、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

話がまとまりませんが、議会議長就任に当たってのご挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○副議長（清家慎太郎） 議長が決まりましたので、私の任務を終わらせていただきます。なお、私は一身上の都合により、副議長を辞職したいので、辞職願を提出いたします。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

地方自治法第 117 条の規定に基づき退場させていただきますので、新議長、議長席にお着きをお願いいたします。

追加日程第 3

○新議長（菊池隼人） お諮りいたします。只今、清家慎太郎議員から副議長の辞職願の提出がありました。よって、会議規則第 22 条の規定に基づき、これより「副議長の辞職の許可について」を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の許可についてを日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程を書記に配布させます。追加日程第 3「副議長の辞職の許可について」を議題といたします。書記に辞職願を朗読させます。（「朗読文省略」）お諮りいたします。副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職願については、これを許可することに決定しました。清家慎太郎議員の入場を求めます。

告知いたします。只今、議会において副議長の辞職願については、これを許可することに決定しましたので、お伝えいたします。

選挙第 6 号

○新議長（菊池隼人） お諮りいたします。只今、副議長が欠員となりましたので、この際、会議規則第 22 条の規定に基づき、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第 4、選挙第 6 号、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。副議長選挙は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定に基づき、投票により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙は投票により行うことに決定しました。議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は、13 名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、開票立会人に、田村義孝議員及び加藤智明議員を指名いたします。後ほど、開票の

立会をお願いいたします。投票用紙を書記に配布させます。配布漏れは、ありませんか。（「なし」の発言あり）配布漏れなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

○**議会事務局長（菊池暁彦）** それでは読み上げます。1番 田村義孝議員、2番 加藤智明議員、3番 高月芳人議員、4番 木嶋英幸議員、5番 末光勝幸議員、7番 清家慎太郎議員、8番 福島大朝議員、10番 山本吉昭議員、11番 中村敏彦議員、12番 吉川保吉議員、13番 阿部吉馬議員、14番 小泉和也議員、菊池隼人議長。

○**新議長（菊池隼人）** 投票漏れはありますか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。田村義孝議員、加藤智明議員、開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を発表いたします。投票総数13票、うち有効投票数13票、無効投票0票、有効投票のうち福島大朝議員10票、末光勝幸議員3票以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票以上であります。

よって、福島大朝議員が、副議長に当選されました。議場の閉鎖を解きます。

只今、副議長に当選されました福島大朝議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

福島大朝議員、あなたが伊方町議会副議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○**新副議長（福島大朝）** この度は皆様方のご推挙を賜り、副議長に就任させていただきました。心よりうれしく思います。また、身の引き締まる思いでございます。副議長として議長を補佐し、スムーズな議会運営に努めてまいります。

伊方町を取り巻く環境は、大変今厳しい現状におかれています。人口減少、少子化対策、この大きな課題を理事者、そして議会とともにですね、この難局を乗り越えてまいりたいと思います。

今日の愛媛新聞で記事が出ておりました。それまでいろんな夢のあるニュースが、伊方町の産業、またIT、デジタルというような分野でかなりニュースで取り上げられて、夢のある事業が出てきております。議会としてもですね、しっかり後押しできるような体制をつくっていきたいと思います。まだまだ若輩者でございます。どうか皆様方のご指導、ご協力のほどお願い申し上げまして、私の就任の挨拶といたします。

追加日程第5

○**新議長（菊池隼人）** 追加日程第5、「議席の変更について」を議題といたします。お諮りいたします。申し合わせにより、議長の席は最終番とすることになっております。よって、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいので、この際、会議規則第22条の規定に基づき「議席の変更

について」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いを。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。追加日程を書記に配布させます。

追加日程第5「議席の変更について」を議題といたします。変更となる議席番号と氏名を議会事務局長に発表させます。

○**議会事務局長（菊池暁彦）** それでは、発表いたします。1番 田村義孝議員、2番 加藤智明議員、3番 高月芳人議員、4番 木嶋英幸議員、5番 末光勝幸議員、6番 清家慎太郎議員、7番 福島大朝議員、8番 山本吉昭議員、9番 小泉和也議員、10番 中村敏彦議員、11番 吉川保吉議員、12番 阿部吉馬議員、13番 菊池隼人議長。以上でございます。

○**新議長（菊池隼人）** お諮りいたします。只今発表したとおり、議席の変更することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。議席は、只今のとおりです。

よって、今後任期の間、皆様方合意の議席と決定しました。なお、席の移動につきましては、次回会議からといたします。

暫時、休憩いたします。議員各位は、全員協議会室にお集まりください。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13時48分

再開 13時59分

常任委員会の選任

○**新議長（菊池隼人）** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。日程第13、常任委員会の選任を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、それぞれの常任委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今からそれぞれの常任委員会を開催いたします。なお、それぞれの常任委員会の招集通知は配布いたしませんので、よろしくお願ひいたします。総務文教厚生常任委員会は、正副議長室へ。産業建設常任委員会は、全員協議会室へ移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 14時02分

再開 14時31分

○議長（菊池隼人） 再開いたします。休憩中にそれぞれの常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に清家慎太郎議員、副委員長に末光勝幸議員。

産業建設常任委員会委員長に高月芳人議員、副委員長に田村義孝議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

議会運営委員会の選任

○新議長（菊池隼人） 日程第14「議会運営委員会委員の選任」を行います。書記に委員名簿を配布させます。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配布いたしました名簿のとおり、選任することに決定しました。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任に伴い、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、議会運営委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、只今から、議会運営委員会を開催いたします。なお、議会運営委員会の招集通知は、配布いたしませんのでよろしくお願いいたします。議会運営委員会委員の皆さんは、正副議長室にお集まりください。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 14時35分

再開 14時39分

○新議長（菊池隼人） 再開いたします。休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に小泉和也議員、副委員長に吉川保吉議員。以上のとおり互選された旨の報

告がありました。

選挙第1号

○新議長（菊池隼人） 日程第15、選挙第1号「八幡浜地区施設事務組合議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

八幡浜地区施設事務組合議員に、清家慎太郎議員、小泉和也議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました、清家慎太郎議員、小泉和也議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました清家慎太郎議員、小泉和也議員が、八幡浜地区施設事務組合議員に当選されました。只今、八幡浜地区施設事務組合議員に当選されました議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第2号

○新議長（菊池隼人） 日程第16、選挙第2号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に、加藤智明議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました加藤智明議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました加藤智明議員が、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました。只今、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議員に当選されました議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

選挙第3号

○新議長（菊池隼人） 日程第17、選挙第3号「南予水道企業団議会議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありません。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。南予水道企業団議会議員に、木嶋英幸議員、山本吉昭議員を指名いたします。

お諮りいたします。只今、議長において指名いたしました木嶋英幸議員、山本吉昭議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました木嶋英幸議員、山本吉昭議員が南予水道企業団議会議員に当選されました。只今、南予水道企業団議会議員に当選されました議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

選挙第4号

○新議長（菊池隼人） 日程第18、選挙第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の選挙」を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に、私議長の菊池隼人を指名いたします。お諮りいたします。只今、指名いたしました、菊池隼人を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました菊池隼人が愛媛県後期高齢者医療広域連合議員に当選いたしました。なお、会議規則第33条第2項の規定に基づく当選人への告知は、当選人が私でありますので、当選を承諾することで、告知に代えます。

原子力発電対策特別委員会委員の選任

○新議長（菊池隼人） お諮りいたします。この際、原子力発電対策特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、原子力発電対策特別委員会委員の選任を行います。お

諮りいたします。私、議長の菊池隼人が、原子力発電対策特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、菊池隼人が原子力発電対策特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任することに決定しました。

議会改革特別委員会委員の選任

○新議長（菊池隼人） お諮りいたします。この際、議会改革特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、議会改革特別委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。私、議長の菊池隼人が、議会改革特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、菊池隼人が議会改革特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任することに決定しました。

亀ヶ池温泉対策特別委員会委員の選任

○新議長（菊池隼人） お諮りいたします。この際、亀ヶ池温泉対策特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、亀ヶ池温泉対策特別委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。私、議長の菊池隼人が、亀ヶ池温泉対策特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、菊池隼人が亀ヶ池温泉対策特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任することに決定いたしました。

公共施設環境改善対策特別委員会委員の選任

○新議長（菊池隼人） お諮りいたします。この際、公共施設環境改善対策特別委員会委員の選任につきまして、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。これより、公共施設環境改善対策特別委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。私、議長の菊池隼人が、公共施設環境改善対策特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、菊池隼人が公共施設環境改善対策特別委員会委員を辞任し、小泉和也議員を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。議員各位は、全員協議会室にお集まりください。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 14時48分

再開 15時09分

○新議長（菊池隼人） 会議を再開いたします。休憩中に、原子力発電対策特別委員会、亀ヶ池温泉対策特別委員会において、委員長の辞任の許可及び委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

原子力発電対策特別委員会委員長に高月芳人議員、亀ヶ池温泉対策特別委員会委員長に阿部吉馬議員。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

公共施設環境改善対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

○新議長（菊池隼人） 只今、公共施設環境改善対策特別委員会委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、公共施設環境改善に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。申出書を書記に配布させます。

お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、公共施設環境改善に関する事項について、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

閉会挨拶

○新議長（菊池隼人） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○新議長（菊池隼人） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、提案をいたしました全議案に対しまして、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。

新しい議会の構成ができました、議員各位におかれましては、今後も引き続き、町政発展のために、

なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶といたします。
誠にありがとうございました。

○新議長（菊池隼人） これをもちまして、伊方町議会第 59 回臨時会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会時間 15 時 14 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会新議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員

